

第一条 この法律は、国、都道府県等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、中小企業の経営の診断等の業務に從事する者の登録の制度及び中小企業の経営資源の確保を支援する事業に関する情報の提供等を行ふ者を支援することを目的とする。

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の場合の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の二の二の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。

三 資本金の額又は出資の総額が五千万元以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(第三号の二の二の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。

四 資本金の額又は出資の総額が五千万元以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の二の二の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの。

四 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第三条第一項に規定する中小企業団体

五 特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員

員たる事業者の三分の一以上が第一号から第三号までの各号のいずれかに該当する者である(前号に掲げるものを除く。)

この法律において「経営資源」とは、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第四項に規定する経営資源をいう。

第三条 経済産業大臣は、毎年、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県(政令で指定する市を含む。以下同じ。)及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの(以下「中小企業支援事業」という。)の実施に関する計画を定めるものとす。

一 中小企業者の依頼に応じて、そのために必要な試験研究を行う事業

二 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

三 中小企業の経営方法又は技術に関する助言を行う事業

四 中小企業支援担当者(国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業(第七条第一項に規定する特定支援事業を含む。)において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

五 前各号に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

六 中小企業支援担当者(国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業を主たる事業として営むもの)のほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を行う事業

七 中小企業支援担当者(国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業(第七条第一項に規定する特定支援事業を含む。)において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

八 中小企業支援担当者(国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業(第七条第一項に規定する特定支援事業を含む。)において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

九 中小企業支援担当者(国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業(第七条第一項に規定する特定支援事業を含む。)において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

十 中小企業支援担当者(国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業(第七条第一項に規定する特定支援事業を含む。)において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

十一 中小企業支援担当者(国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業(第七条第一項に規定する特定支援事業を含む。)において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

十二 中小企業支援担当者(国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業(第七条第一項に規定する特定支援事業を含む。)において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

十三 中小企業支援担当者(国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業(第七条第一項に規定する特定支援事業を含む。)において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

十四 中小企業支援担当者(国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業(第七条第一項に規定する特定支援事業を含む。)において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

十五 中小企業支援担当者(国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業(第七条第一項に規定する特定支援事業を含む。)において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

十六 中小企業支援担当者(国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業(第七条第一項に規定する特定支援事業を含む。)において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

十七 中小企業支援担当者(国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業(第七条第一項に規定する特定支援事業を含む。)において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

十八 中小企業支援担当者(国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業(第七条第一項に規定する特定支援事業を含む。)において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

十九 中小企業支援担当者(国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業(第七条第一項に規定する特定支援事業を含む。)において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

二十 中小企業支援担当者(国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業(第七条第一項に規定する特定支援事業を含む。)において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

4 経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、速やかにこれを都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第四条 都道府県知事は、前条第四項の規定による通知を受けたときは、同条第一項の計画に基づき、当該都道府県が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、経済産業大臣に届け出るものとする。

2 都道府県知事は、前項の計画を定めるに当たっては、地域における中小企業に関する団体その他民間事業者との協力及び役割分担の下に、当該都道府県の区域内における中小企業者の数、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

3 中小企業者が技術革新の進展に即応した高度な産業技術の開発を行い、又は当該産業技術を製品若しくは役務の開発、生産、販売若しくは役務の提供に利用する事業活動に関する経営診断等を行う事業

4 中小企業者が行うエネルギー、特定物質等(特定物質等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三条第二条第二項に規定する特定物質等をいう。)、包装材料及び容器の使用の合理化並びに資源の有効な利用(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第二項に規定する資源の有効な利用をいう。)の促進に資する事業活動に関する経営診断等を行う事業

5 前各号に掲げるもののほか、中小企業の経営診断等を行う事業

6 経済産業大臣は、中小企業支援事業の効率的な実施に資するため、中小企業政策審議会の意見を聴いて、経済産業省令で、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言の方法その他の事項について、中小企業支援事業の実施に関する基準を定めるものとする。

(基準の作成)

(経済産業大臣の助言)

5 前各号に掲げるもののほか、中小企業者のため必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第一項の計画の作成及びこれに基づく中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

6 経済産業大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第一項の計画の作成及びこれに基づく中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

7 第六条 経済産業大臣は、中小企業支援事業の効率的な実施に資するため、中小企業政策審議会の意見を聴いて、経済産業省令で、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言の方法その他の事項について、中小企業支援事業の実施に関する基準を定めるものとする。

(指定)

2 都道府県知事は、次に掲げる者を、その申請により、当該都道府県に一を限つて指定し、その者(以下「指定法人」という。)に、当該都道府県が行う中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせることができる。

一 申請者が一般社団法人又は一般財團法人であること。

二 申請者が当該特定支援事業を適正かつ確実に実施することができると認められる者であること。

3 申請者が次条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

4 前項の特定支援事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 中小企業者が行う電子計算機を利用して行う事業活動に関する経営の診断、助言、調査の求めものとする。

(中小企業の経営診断の業務に従事する者の登録)

第十一條 経済産業大臣は、中小企業者がその経営資源に関する適切な経営の診断及び経営に関する助言（以下単に「経営診断」という。）を受ける機会を確保するため、登録簿を備え、中小企業の経営診断の業務に従事する者であつて次の各号のいずれかに該当するものに関する事項を登録する。

一 次条第一項の試験に合格し、かつ、経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者

二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有するもの認められる者で、経済産業省令で定めるもの

三 前項の規定により登録すべき事項及びその登録の手続は、経済産業省令で定める。

(中小企業の経営診断の業務に従事する者による試験)

第十二條 経済産業大臣は、中小企業の経営診断の業務に従事する者の資質の向上を図るために、中小企業の経営診断に関する必要な知識についての試験を行う。

2 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、前項の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他一事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職についた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員みなす。

5 第一項の試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

6 前項の受験手数料は、経済産業大臣が行う第一項の試験を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定試験機関がその試験事務を行う同項の試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の収入とする。

7 経済産業大臣は、指定試験機関が一般社団法人又は一般財団法人でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

8 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められたとき。

二 不正な手段により第二項の規定による指定を受けたとき。

三 前各項に定めるものほか、第一項の試験及び指定試験機関に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(認定情報提供機関)

第十三條 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「情報提供業務」という。）を行う者であつて、情報提供業務の内容及び実施体制に関する事項（該当情報提供業務の実施に當たつての情報提供業務の内容及び実施体制に関する事項並びに情報提供業務の実施に當たつて配慮すべき事項（該当情報提供業務の実施に當たつての中小企業基本法第一条第五項に規定する小規模企業者に対する配慮に関する事項を含む。）に認定情報提供機関は、前項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(改善命令)

第十四條 経済産業大臣は、認定情報提供機関の情報提供業務の運営に關し改善が必要であると認められるものを、その申請により、自らの事業として中小企業に有用な情報を適切に提供することができる者として認定することができる。

(認定の取消し)

第十五條 経済産業大臣は、認定情報提供機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

(中小企業信用保険法の特例)

第十六条 第十三条第一項の規定の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつてはその設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。）であつて、情報提供業務の実施に必要な資金に係る中

ハ 中小企業の事業活動の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百六百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の者の当該協力の内容及びその実施の状況に関するもの

二 前号に掲げる業務に関し、中小企業者の依頼に応じて助言を行うこと。

二 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の所在地

三 情報提供業務に関する次に掲げる事項

イ 情報提供業務の内容

ロ 情報提供業務の実施体制（情報提供業務に係る情報の管理の方法を含む。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(独立行政法人情報処理推進機構の行う認定情報提供機関協力業務)

第十七条 独立行政法人情報処理推進機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、情報処理に関する専門家の派遣その他情報提供業務の運営に関する必要な協力の業務を行う。

第十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、その行う中 小企业支援事業に関する情報の提供その他情報提供業務の運営に關し必要な協力の業務を行う。（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定情報提供機関協力業務）

小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これら の規定中「借り入れ」とあるのは、「中小企業支援法第十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第十三条第一項に規定する情報提供業務の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

四 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認めることとされるものと解してはならない。

(罰則)

第二十条 第十二条第三項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第十二条第八項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条から第五条まで、第九条、第十一条（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第二百四十五号）附則第十二条から第十六条までの改正規定に限る。）及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二五年六月二一日法律第五号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条から第五条まで、第九条、第十一条（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第二百四十五号）附則第十二条から第十六条までの改正規定に限る。）及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。</p>
--	--

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二五年五月三一日法律第二百四十五号）抄</p>
--

を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

<p>附 則 （平成二五年一二月一一日法律第六九号）抄</p>

<p>第一条 この法律は、平成二十八年十月十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（附則第三条において「議定書」という。）の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。</p> <p>附 則 （平成三〇年七月四日法律第六九号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）抄</p>
<p>第一条 第八条、第九条、第十二条、第十三条及び第十七条から第二十五条までの規定 平成二十九年三月三十一日</p> <p>（中小企業支援法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>（中小企業支援法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 第三条の規定による改正前の中小企業支援法第九条の規定の適用を受けた同法第七条第一項の指定法人であつて次条第二項に規定する旧貸与機関の地位を兼ねるものにおけるその出資金額又は拠出された金額に係る要件については、なお従前の例による。</p> <p>第三条 第三条の規定による改正前の中小企業支援法第九条の規定の適用を受けた同法第七条第一項の指定法人であつて次条第二項に規定する旧貸与機関の地位を兼ねるものにおけるその出資金額又は拠出された金額に係る要件については、なお従前の例による。</p> <p>第四条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第五条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況（検討）</p>	<p>第一条 第八条、第九条、第十二条、第十三条及び第十七条から第二十五条までの規定 平成二十九年三月三十一日</p> <p>（中小企業支援法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 第三条の規定による改正前の中小企業支援法第九条の規定の適用を受けた同法第七条第一項の指定法人であつて次条第二項に規定する旧貸与機関の地位を兼ねるものにおけるその出資金額又は拠出された金額に係る要件については、なお従前の例による。</p> <p>第三条 第三条の規定による改正前の中小企業支援法第九条の規定の適用を受けた同法第七条第一項の指定法人であつて次条第二項に規定する旧貸与機関の地位を兼ねるものにおけるその出資金額又は拠出された金額に係る要件については、なお従前の例による。</p> <p>第四条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。</p> <p>（検討）</p> <p>第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況（検討）</p>